

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 29 年 4 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

1	一般統計調査の承認	1
2	一般統計調査に係る中止通知の受理	3
3	届出統計調査に係る届出の受理	
	(1) 新規	4
	(2) 変更	4

(注) 今月は、基幹統計調査の承認事案はなかった。

## 〔凡 例〕

### 1 編集方針

この資料(「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」(以下「本月報」という。))は、表紙に示した月の1か月に総務省政策統括官(統計基準担当)が、統計法(平成19年法律第53号)に基づいて承認等の手続を行った統計調査の計画概要をまとめたものである。

なお、基幹統計(後記3(1)参照)の指定、変更又は解除があった場合には、巻末に参考として掲載することとしている。

### 2 法律名の表記

本月報の中で頻出する法律の名称については、基本的に、次に掲げる表記を用いている。

統計法(昭和22年法律第18号) 旧統計法

統計法(平成19年法律第53号)<sup>(注1)</sup> 新統計法

統計報告調整法(昭和27年法律第148号)<sup>(注2)</sup> 旧統計報告調整法

(注1)旧統計法を全部改正したもので、平成19年10月1日に一部施行した後、平成21年4月1日に全面施行

(注2)新統計法の全面施行により廃止されたもの

### 3 用語

本月報の中で、頻出する用語の意味については、次のとおりである。

(1)「基幹統計」とは、新統計法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。

なお、旧統計法第2条に基づき指定された「指定統計」のうち、新統計法の全面施行の段階(平成21年4月1日)で作成されていたものの多くは、基幹統計に移行している。

(2)「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう(新統計法第2条第6項)。

(3)「一般統計調査」とは、国の行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう(新統計法第2条第7項)。

(4)「届出統計調査」とは、旧統計法施行時にあっては、その第8条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいい、現在は、新統計法第24条第1項又は第25条の規定に基づき総務大臣に届け出られた統計調査をいう。新統計法で届出が求められているのは、地方公共団体(第24条第1項)及び独立行政法人等(第25条)<sup>(注3)</sup>である。

なお、「届出統計調査」という用語は、新統計法の本則では用いられておらず(経過措置を規定する附則の中で、旧統計法施行時の用語として出てくるのみ)、本月報で用いている「届出統計調査」は、通称として用いているものである。

(注3)地方公共団体については、統計法施行令(平成20年政令第334号)第7条第1項の規定に基づき都道府県及び政令指定都市、独立行政法人等については、同令第8条第1項の規定に基づき日本銀行について、届出が求められている。

(5)「指定統計調査」とは、指定統計を作成するために行われた統計調査をいう(旧統計法第3条)。

(6)「承認統計調査」とは、旧統計報告調整法の規定に基づき総務大臣の承認を受けて実施された「統計報告の徴集」の通称をいう。新統計法施行後においても引き続き行われているものは、基本的に「一般統計調査」に移行している。

#### 4 掲載項目の内容

本月報における基幹統計調査の承認に係る各項目の掲載内容は、次のとおりである。

一般統計調査の承認及び届出統計調査に係る届出の受理についても、これに準じ、そのうちの一部項目を一覧形式で掲載している。

##### 【統計調査単位で掲載している項目】

調 査 名	統計法に基づき、総務大臣が承認した調査の名称を記載した。
承 認 年 月 日	総務大臣による承認年月日を記載した。
実 施 機 関	調査を実施する組織について、課室名まで記載した。
目 的	調査の実施目的を記載した。
沿 革	調査の起源及びその後の変更概要について記載した（一部の調査）。
調 査 票 の 構 成	調査で用いられる調査票の構成を記載した（調査票が多岐にわたるような場合には、調査の内容ごとに集約・区分している場合がある。）。
公 表	公表する際の媒体及び公表時期について記載した。
備 考	当該承認に係る変更時期など、調査に関する補足情報を記載した。

##### 【「調査票の構成」で記載した調査票ごとに掲載している項目】

調 査 票	調査票様式のヘッダーに記された帳票の名称を記載した。
対象範囲（地域）	調査対象となるものの地域的範囲を記載した。
対象範囲（属性）	調査対象となるものの属性的範囲（地域を除く。）を記載した。
客体数 / 母集団数	回答を求められる報告者の数を記載するとともに、抽出調査の場合には、可能な限り、母集団の大きさについても併記した（全数調査については、客体数と母集団数が同じことから、母集団数は記載していない。） 調査が、報告者から報告を求める方法ではなく、実測により情報を収集する方法で行われる場合には、調査対象となる箇所数を示している。また、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合には、当該財の対象数を記載している場合もある。なお、数の記載については、「千進法」による3けた区切りを基本としている。ただし、100万を超える場合は、「万進法」による漢数字を使用し、区切り符号としての「,」は用いていない。
選 定 方 法	報告者の選定方法を全数、無作為抽出、有意抽出の別によって示した。調査対象をグループ分けした上で、それぞれ異なった方式を採用している場合には、該当するものを全て記載した。
母 集 団 情 報	報告者の抽出に使用した母集団名簿を記載した（特に標本調査の場合）
配 布 ・ 取 集	調査票の配布・取集（回収）方法について、職員、調査員、郵送、オンライン等の別を記載した。複数の方法を併用している場合には、該当するものを全て記載した。
記 入	調査票への記入（又は入力）を報告者自らが行うものを「自計」、調査員や職員が行うものを「他計」、両者を用いるものを「自計・他計併用」と記載した。
把 握 時 間	調査の把握時点又は把握期間を記載した。
調 査 組 織	調査実施機関から報告者に至るまでの系統及び関係機関を記載した。調査対象と報告者の属性が異なる場合（例えば、調査対象が一定の財で、それを使用する者が報告者であるような場合）には、「報告者」の後ろに実際に報告を求められる者の属性をカッコ書きで示した。 （注）一部の基幹統計調査においては、新統計法第14条に規定する統計調査員のうち、一部の者を「指導員」として区分し、他の調査員の指導に当たるとともに、特別の事情により調査員が事務の一部を行うことができないときは、調査員に代わって当該事務を行うこととされている場合がある。このような調査については、「系統」欄において、「指導員・調査員」と併記しているが、「配布」「取集」欄においては、一括して「調査員」と表記している。
調 査 周 期	調査の実施周期を記載した。
実施期間又は提出期限	調査の実施期間又は調査票の提出期限を記載した。
調 査 事 項	報告者に対して報告を求める事項を記載した。

1 一般統計調査の承認

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法 (配布) (収集)	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
平成30年住宅・土地統計調査試験調査	平成29年4月11日	総務省統計局統計調査部国勢統計課	平成30年住宅・土地統計調査の実施に先立ち、調査事項・調査票の設計、調査方法、調査事務に関する事項を実地に検証し、当該調査の実施計画の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とする。	神奈川県横浜市青葉区、神奈川県川崎市幸区、新潟県新潟市中央区、新潟県上越市、大阪府大阪市中央区、大阪府熊取町、山口県山口市、山口県下関市、鹿児島県始良市、鹿児島県肝付町(5府県10市区町)	2	2,720世帯	無作為抽出 有意抽出	調査員 調査員 郵送 オンライン	1回限り	平成29年6月17日～ 7月25日	
2018年漁業センサス試行調査	平成29年4月11日	農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室	平成30年度に実施を予定している「2018年漁業センサス」(以下「本体調査」という。)の計画に当たり、本体調査と同様の調査機構である都道府県－市町村系統及び農林水産省の地方組織系統を通じ、調査準備から実査・審査に至る一連の過程を試行的に実施し、新たな調査項目設定の適切さ、新たな調査手法による課題及び調査労力の把握等を行うことにより、その改善策を調査設計に反映させることを目的とする。	①愛媛県愛南町、石川県志賀町、佐賀県唐津市及び徳島県鳴門市  ②滋賀県近江八幡市、島根県松江市、青森県東北町、岐阜県郡上市、愛知県碧南市、新潟県長岡市及び愛知県弥富市  (調査票により、①又は②のいずれか)	6	580経営体 11組合 4市場 40事業所	全数 有意抽出	調査員 郵送 オンライン  職員 調査員 郵送 オンライン	1回限り	平成29年6月下旬～ 7月中旬	
障害福祉サービス等経営実態調査	平成29年4月19日	厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課	障害福祉サービス事業所等の経営状況を調査し、「サービス等に通常要する費用」を把握することを目的とする。	全国	1	18,334施設 及び事業所	無作為抽出	郵送  郵送 オンライン	1回限り	平成29年5月1日～ 6月第1金曜日	今後も継続的な実施が想定されているが、有効回答の確保についての検証が必要であるとの観点から、1回限りで承認。
介護事業実態調査 (介護事業経営実態調査)	平成29年4月21日	厚生労働省老健局老人保健課	介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等実態を明らかにし、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的とする。なお、平成29年度調査に限り、平成31年10月の消費税率引上げに伴う対応方策や介護報酬改定の要否及びその内容の検討に必要な情報を得ることを目的とする。	全国	5	5,055施設 50,249事業所	全数 無作為抽出	郵送  郵送 オンライン	1回限り	平成29年5月1日～ 5月31日	今後も継続的な実施が想定されているが、計画の変更に伴う影響の検証が必要であるとの観点から、1回限りで承認。
職種別民間給与実態調査	平成29年4月28日	人事院事務総局給与局給与第一課	適正な公務員給与の検討を行うための基礎資料として、公務と共通する職務に従事する民間事業所の従業員に係る給与の実態を把握することを目的とする。	全国	4	49,600事業所	無作為抽出	職員  職員	1回限り	平成29年5月1日～ 7月下旬	今後も継続的な実施が想定されているが、公表状況の確認が必要であるとの観点から、1回限りで承認。

調査名	承認年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数(注3)	選定方法	調査方法 (配布) (収集)		調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限	備考
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (変更前の名称: 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査)	平成29年4月28日	文部科学省初等中等教育局児童生徒課	児童生徒の問題行動・不登校等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくことを目的とする。	全国	8	157,780校 7,420委員会	全数	オンライン	郵送 オンライン	1年	毎年4月～6月、 提出期限は毎年6月 30日	

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が承認した一般統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある。)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。

## 2 一般統計調査に係る中止通知の受理

受理年月日	統計調査の名称	実施機関
H29.4.6	商品流通調査	経済産業省大臣官房 調査統計グループ 調査分析支援室
H29.4.17	機能性化学品動向調査	経済産業省製造産業局 素材産業課
H29.4.18	民間人材ビジネス実態把握調査	厚生労働省職業安定局 派遣・有期労働対策部企画課 民間人材サービス推進室

注) 本表は、統計法の規定に基づいて、総務大臣に対してなされた一般統計調査に係る中止通知の受理状況について掲載したものである。

### 3 届出統計調査に係る届出の受理

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・収集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
(1) 新規	神奈川県産業廃棄物処理実績調査	平成29年4月13日	神奈川県環境農政 局環境部資源循環 推進課	神奈川県内の産業廃棄物処分業者における産業廃棄物の処分状況を調査し、資源循環及び適正処理の推進に向けた施策立案及び進捗管理に活用することを目的とする。	神奈川県全域	1	380事業所	全数	郵送 オンライン	1年	毎年6月1日～ 6月30日
	平成29年度 市民意識調査「住民主体のまちづくりについて」	平成29年4月19日	北九州市市民文化 スポーツ局市民総務 部広聴課	まちづくりについての課題や状況の変化等について、改めて市民の意識を調査することによって、今後の地域づくり活動の支援についての方向性を探ることを目的とする。	北九州市全域	1	3,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年6月20日～ 7月17日
	職種別民間給与実態調査付帯調査	平成29年4月20日	鳥取県人事委員会 事務局給与課	地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法第14条において、社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとされている。そこで、職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握することを目的とする。	鳥取県全域	1	140事業所	無作為抽出	職員	1回限り	平成29年5月1日～ 8月下旬
	職種別民間給与実態調査付帯調査	平成29年4月24日	北海道人事委員会 事務局給与課	地方公務員法の規定の趣旨に基づき、地方公務員の給与を民間の従業員の給与等と比較検討するため、職種別民間給与実態調査(人事院実施の一般統計調査)で調査事項とされていない事項について把握することを目的とする。	北海道全域	1	322事業所	無作為抽出	職員	1年	毎年5月1日～ 6月16日
	職種別民間給与実態調査付帯調査	平成29年4月24日	長野県人事委員会 事務局審査給与係	地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は社会一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならないとする地方公務員法第14条の規定の趣旨に基づき、職種別民間給与実態調査で調査項目とされていない事項について把握することを目的とする。	長野県全域	1	181事業所	無作為抽出	職員	1回限り	平成29年5月1日～ 6月16日
	介護離職防止施策検討のための特別調査	平成29年4月25日	東京都産業労働局 雇用就業部労働環 境課	中小企業の負担軽減にも配慮しつつ、これから介護を担う世代の働き方や家族状況を踏まえ、将来を見据えた介護休業や介護休暇のあり方を検討することを目的とする。	東京都全域 (鳥しょ地域を 除く。)	2	10,000事業所 20,000人	無作為抽出	郵送	1回限り	平成29年6月15日～ 7月15日
(2) 変更	県内企業海外展開状況調査	平成29年4月3日	鳥取県商工労働部 通商物流課	幅広い産業分野の鳥取県内企業に対し、海外展開の現状、課題、今後の意向等に関する調査を行い、県内貿易支援機関が連携し、有効な海外展開支援を実施していくための基礎情報資料とすることを目的とする。	鳥取県全域	1	700事業所	全数 無作為抽出	郵送	1年	毎年5月下旬～ 6月下旬
	さいたま市総合振興計画(後期基本計画)に係るアンケート調査	平成29年4月10日	さいたま市都市戦略 本部都市経営戦略 部	さいたま市総合振興計画(後期基本計画)の着実な推進を図るために設けた「成果指標」の現状把握をすることを目的とする。	さいたま市全 域	1	5,000人	無作為抽出	郵送	平成25、 29及び32 年度	平成29年5月15日～ 5月29日
	愛知県商品流通調査	平成29年4月19日	愛知県県民生活部 統計課	製造業における各商品の輸出及び移出入における地域間の取引状況と、主要な販売先業種を明らかにし、愛知県にて作成する「あいちの産業連関表」の基礎資料とすることを目的とする。	愛知県全域	1	1,784事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年7月3日～ 8月31日
	職種別民間給与実態調査付帯調査	平成29年4月19日	山口県人事委員会 給与班	職種別民間給与実態調査で把握しない事項について把握することを目的とする。	山口県全域	1	156事業所	無作為抽出	職員	不定期	平成29年5月1日～ 6月16日
	中小企業景況調査	平成29年4月21日	愛知県産業労働部 産業労働政策課	愛知県内中小企業の産業活動の動向に関する基礎的な事項について把握し、地域経済に関する施策の企画・立案及び効率的な推進を図ることを目的とする。	愛知県全域	1	2,000企業	無作為抽出	郵送	四半期	5月末日、8月末日、11 月末日及び2月末日の それぞれ3日前頃から 10日間

区分	調査名	受理年月日	実施機関	目的	対象範囲 (地域)	調査票の 様式数	客体数 (注3)	選定方法	配布・取集	調査周期	実施期間又は 調査票の提出期限
	大阪府景気観測調査	平成29年4月24日	大阪府商工労働部 商工労働総務課	四半期ごとの大阪府内民営事業所の景気動向を広く府民に公表するとともに、大阪府商工労働行政の施策立案の基礎資料にすることを目的とする。	大阪府全域	1	6,500事業所	無作為抽出	郵送	四半期	5月、8月、11月、2月のそれぞれ翌月中旬
	職種別民間給与実態調査 附帯調査	平成29年4月26日	新潟県人事委員会 事務局総務課、新 潟市人事委員会事 務局	新潟県職員及び新潟市職員の諸手当について検討するため、人事院の一般統計調査である職種別民間給与実態調査の調査項目の附帯的事項として、民間事業所の諸手当の支給状況を把握することを目的とする。	新潟県全域	1	209事業所	無作為抽出	職員	1年	毎年5月1日～6月16日
	職種別民間給与実態調査 附帯調査	平成29年4月26日	岐阜県人事委員会 職員課	職種別民間給与実態調査(人事院実施の一般統計調査)において調査事項とされていない事項について把握し、適正な岐阜県職員の給与等について検討を行うための資料とすることを目的とする。	岐阜県全域	1	121事業所	無作為抽出	職員	不定期	平成29年5月1日～ 6月16日
	愛媛県商品流通調査	平成29年4月27日	愛媛県企画振興部 政策企画局統計課	平成27年愛媛県産業連関表の作成に必要な製造品の流通状況及び原材料等の購入(受入)状況を把握することを目的とする。	愛媛県全域	1	1,500事業所	有意抽出	郵送	5年	平成29年6月1日～ 6月30日

注1) 本表は、新統計法に基づいて、総務大臣が受理した届出統計調査の計画概要を掲載したものである。

注2) 「対象範囲(地域)」、「選定方法」、「調査方法」、「調査周期」又は「実施期間又は調査票の提出期限」については、該当する内容が複数ある場合には、全てを記載している。

注3) 様式が複数ある場合の「客体数」については、基本的に各様式に係る客体数を合算している(「のべ」の場合もある)。世帯、個人、事業所、企業など属性が異なる場合には、それぞれについて記載している。  
なお、計画上、客体数に「約」が付されている場合においても、本表では「約」を付さない形で統一している。